

第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦 通商政策

第一節 序 説

第一款 昭和八年倫敦通貨經濟會議以前に於ける世界經濟情勢

世界第一次大戰の結果米國は一躍債務者の地位より債權者の地位を獲得し、紐育は倫敦に代つて世界投資の中心市場となつた。大戰後米國は一九二四年（大正十三年）のドース案成立に乘出し、獨逸の馬克安定の爲め八億馬克の外債を引受けたる後、歐洲諸國の經濟界は安定の緒に就きしが米國銀行家等は其後獨逸に對し少くとも百億金貨馬克を投資し、對獨賠償勘定の運用を可能ならしめた。一九二九年（昭和四年）七月には米國を主導者とする所謂ケロツク・ブリアン不戰條約成立し、米國は國際聯盟に加入せざるも右機構を支持せざるを得ざるに至つた。茲に於て米國の政治的經濟的援助、指導の下に世界に於て永久的平和が維持せらるゝものゝ如く見えた。他面米國に於ては歐洲大戰後海外より多額の正貨を流入せる爲め休戰後の物價暴落及之より生ずる經濟界の不況は一時的現象に止まり、一九二三年（大正十二年）以後再び高物價の大勢は維持せられ（米國に於ける物價指數は一九一三年を一〇〇とせるものが、一九二〇年には二二一の最高潮に達したる後、其の後下降氣味となり一九二一年には一四〇、一九二二年には一三九に暴落せしも、再び一九二三年には一四四、一九二五年には一四八に回復す）一九二九年十月恐慌襲來迄總ての產業

經濟界は異常なる隆盛を續けた。之より先一九二一年（大正十年）三月共和黨ハーデング大統領は民主黨ウイルソン氏に代りたるが一九二三年八月ハーデングの逝去によりクリーヴィング大統領之れを襲ひ一九二九年三月同共和黨フーヴアード大統領就任となりたるが、右フーヴアード就任當時は所謂フーヴアード景氣なるものを生じ、經濟界は繁榮の最頂にあつた。然るに間もなく同年十月二十四日紐育ウォール・ストリートに於ける取引所破綻を契機として諸株暴落、諸銀行の取付け騒ぎは全國に瀰漫することとなり米國諸銀行の大半は支拂を停止するに至つた。其の原因たるや過去數年に涉る好景氣の反動として米國諸銀行は一般民衆に對し過度の危険なる貸付けを爲し、一般民衆は何れも取引銀行よりの融資により身分不相應の消費を爲してゐた爲めであり、其の結果一部の破綻は直に全國に波及するに至つたものと言はれる。

而して右米國に於ける恐慌の波動は直に歐羅巴諸國全體に及び、殊にドース案以來米國よりの投資により賠償金その他の支拂を爲してゐた獨逸は、米國銀行が獨逸に對する公私的投资を中止し、資金の引上げを行ふに至つた結果英吉利、佛蘭西、白耳義等に對するドース賠償金其の他の支拂を停止するに至つた。右獨逸の賠償金不拂は延いて佛白より英米への、英國より米國への戰債其の他の支拂を全部停止せしむるに至つた。更に倫敦、紐育より金融の援助を受け得たる兩米及亞細亞諸國等に於て金融の逼迫を感じしむるに至り、茲に世界金融機構の運用が殆ど停止するに至つた。

斯くの如く一九二九年十月の紐育に於ける金融破綻を契機として世界金融機構は運用の停止を見た結果として各國は過去に於ける多大の努力を以て樹立せる金本位制度を再び抛棄せざらんとする爲め一方外國への投資其の他による資金の流出を取締ると共に、他方外國產品に對する關稅の引上、又は輸入制限禁止により海外支拂資金の減少を計らざるべからざるに至つた。之より先對獨賠償委員會は一九二九年三月十五日獨逸をして一九二五年一月成立のドース

案による賠償金の支拂を容易ならしむる爲め國際決済銀行(資本金一億ライヒ馬克)を瑞西バーゼルに設立を決定し、右資本の大部は米國より醸出することゝし、同銀行は一九三〇年五月十七日開業するに至つたが、之れと前後して一九三〇年一月三十一日には米國指導の下に對獨賠償額及其の支拂方法に關しヤング案なるものが成立するに至つた。右ヤング案に於ては獨逸賠償總額を二百五十八億金貨馬克、其の年賦償還期限は五十八年七ヶ月と決定した。而も右年賦償還額は第一期三十六年七ヶ月間は毎年十九億八千八百八十萬金貨馬克、第二期たる次の二十二ヶ月間は十五億六千六百金貨馬克に減額せるものなるが故に、之を囊に賠償委員会に於て賠償總額千百億馬克と定め、又一九二五年一月のドース案に於て賠償金標準年賦支出額を二十五億金貨馬克と決定せるものに比し甚しき減額である。斯くて大戰後に於ける世界經濟回復の痛とも言はれたる對獨賠償金問題もヤング案成立により最終的解決の曙光見えたるもの之れが實行に先だち前記米國金融破綻の結果實行不可能に陥つたのである。

前記の如く一九二九年世界恐慌後歐洲列國は通貨制度の維持防衛を名とし、殆ど軒並に關稅引上、輸入禁止制限を行ふに至りたるが、世界經濟界安定の中心たる米國も亦一九三〇年六月十七日スムート・ホーレー關稅法を制定し、之に拍車を掛けるに至つた。其の他加奈陀、濠洲等も多大の關稅を引上げ且つ英帝國特惠の程度を加重するに至つた。斯かる情勢の下に世界の經濟界は一路轉落の途に向はんことを防がんが爲め國際聯盟主宰の下に諸國の代表は一九三〇年三月十八日壽府に國際經濟會議を開催し、關稅及輸入禁止制限の現狀維持所謂關稅休戰を規定せる一般通商條約なるものを締結せんことを欲したるも其の目的を達せず、單に現行條約を各締約國は一九三一年四月一日迄向一ヶ年間廢棄を爲さずとの一般通商條約(コノマーシアル・コンヴェンション)を三月二十四日調印するを得た。同條約は最後の批准期日たる一九三一年一月二十二日迄に英、白、芬蘭、諾威、瑞典、ラトビア、和蘭等十一ヶ國間の批准を得たが、米國、佛國、獨逸、加奈陀、濠洲等の主要列國は之に加はらず、其の期限は僅に一ヶ年なりし

に付翌一九三一年四月一日を以て其の效力を失ふことゝなつた。又列國は引續き一九三〇年十一月十七日再び壽府に於て第二回國際經濟會議を開催し、關稅的一般的引下げを計らんことを論議せるも之亦其の目的を達しなかつた。依て之に飽き足らず和蘭、白耳義、諾威、瑞典、丁抹、芬蘭等の自由主義的北歐諸國は一九三〇年十二月二十二日相互間に同様關稅休戰の目的を有するオスロ協定なるものに調印し、是等北歐諸國間のみなりとも右關稅据置の目的を達せんことを希望し他の列國に對しても其の參加を求め之を一九三二年二月七日より相互間に實施するに至つた。和蘭、白耳義間には一九三二年六月十八日更に進んでウシー(瑞西)協定なるものを締結し、前記オスロ協定の如く、(一)締約國は關稅の引上げ又は新設を爲さることの外、(二)現行關稅を半製品は從價四分、完成品は從價八分に至る迄毎年一〇%宛五ヶ年間引下げるることを約し關稅の漸進的引下げを約するに至つた。然るに右様自由主義國間の條約に對し他の保護主義の諸國は之に參加せざるのみならず、却て最惠國條款を楯にとり前記自由主義諸國間條約による關稅据置、輸出入禁止制限撤廢に對し無償無條件に均霑を要求するに至つた。依て是等諸條約は締約國相互間に於ても實行不可能に終らんとするに至りたるに付右保護主義諸國の不當なる無條件要求を防止せんが爲め一般國際條約に基く通商上の諸特惠は國別條約による最惠國條款の適用範圍外に置かざるべからずとの主張を國際聯盟會議等に於て提議せるも亦何等決定を見るに至らなかつた。

斯かる不安なる世界經濟情勢を緩和する爲め一九三一年(昭和六年)六月二十日米國フーヴィアード統領は各國に對し戰債支拂の停止を求むるの宣言を爲し、獨逸其の他國際間の戰債の支拂は當分の内中止すべきことを提言し、關係列國の同意を得た。此の提議に基き獨逸は賠償金支拂義務の停止を受け、佛、白等も亦英吉利及米國に對する戰債支拂の義務を一時的に免れ、英吉利は米國に對して戰債支拂を延期せらるゝに至れるものに付右フーヴィアードモラトリアムの爲め一時世界經濟の破綻を繼ぎ得るものゝ如く見え各國經濟界よりの喝采を博した。然るに其の及ぶところ

は一般の期待に反し戰債のみならず、一般民間の國際債務の決済をも之が爲めに延期せられたるやの感を列國金融界に與へしめ、之れが爲め債權國の銀行をして警戒せしむることとなり國際金融は一層逼迫するに至つた。而も紐育の銀行は國際金融に應するの組織を有せざるに付勢ひ諸外國の銀行は倫敦に其の救濟を求め、英國に於ける銀行資金を引出すに至つたが故に、英國は止むを得ず一九三一年九月十八日金本位を離脱し正貨の輸出禁止を宣言し世界を驚かしたが之より以後英國は世界金融に對する王座より永久的に墜落するに至つた。額面百磅の英國二分半コンソル公債が五十五磅と云ふが如き未曾有の低落を示したるも此の頃のことである。次いで英國は一九三一年（昭和六年）十一月二十日アブノーマル・インボーネーション・アクトを、同三十日田園生産物輸入稅法を公布して關稅を引上げ、更に一九三二年三月一日インポート・デュチース・アクトを公布し、又八月十五日には廣汎なる特惠主義を包含するオタワ諸協定を成立せしむるに至つた。英國は大戰後傳統的自由貿易主義を拠棄するに至りたるも尙既設の自國重要產業の防護を主とする建前なりしが、右一九三二年のインポート・デュチース・アクト以降は純然たる保護互惠協定主義と帝國特惠主義とを取交ぜたるものに轉向せること明白になつたものである。固より保護主義の泰斗たる佛國は、斯かる不安なる世界經濟情勢の下に金本位を維持せんが爲めには最高關稅引上げのみにては不充分なりとし一九三一年八月始めて輸入割當制（コンタンジヤン）を實施した。獨逸も亦金本位を維持せんが爲め遅早く一九二九年十二月二十一日關稅引上法案を議會に通過せしめ、一九三〇年には各產業合同による合理化を實行し、同年六月十五日にはライヒ・バンクに對し國際決済銀行等より一億馬克の短期クレデット提供を受け、同七月三十一日にはライス・バンクの割引歩合を一割五分に引上げたるも、獨逸に於ける外國資本の引上げ止まらず終に同年十二月八日には經濟國家管理の緊急勅令發布せられ右によりて物價、家屋賃、賃銀の強制引下げを行ふこととなつた。

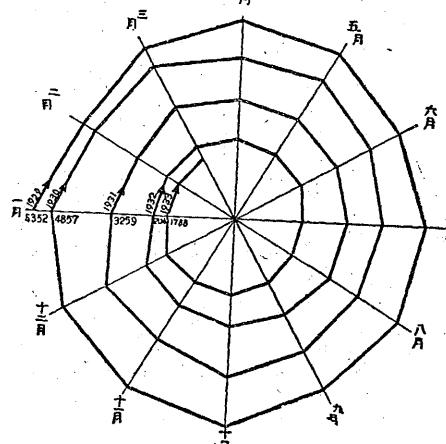
一九二九年の恐慌以後に於ける世界經濟界の不況の影響はバルカン諸邦、加奈陀、濠洲及中南米諸國等の農產國に

採り一層甚しきものがあつた。其の理由は農產物の生産額は主として天候如何により支配せらるゝ爲め工業生産物の如くトラスト及シンドゲート等により其の生産額及價格を調整すること容易ならざるが爲めである。現に大戰後工礦生產品に付ては例へば鐵鋼及其の製品、錫、加里、ニッケル、アルミニユーム等の價格及生産額等に對する國際協定出來たるも農產物に付ては砂糖（一九三一年五月九日調印のチャドボーン協定加盟國獨逸、チエツコ、ハンガリー、ボーランド、白耳義、瓜哇、玖瑪とす）及生護謨に付て國際的限產協定が出來たに過ぎない。小麥に付ては容易に斯かる國際協定が出來ず之が救濟の爲めバルカン諸邦は獨佛伊等の歐洲大陸に於ける消費諸國に於て特惠關稅の附與を求めたるが、之に對し加奈陀、濠洲、アルゼンチン等の海外生產國は反對し結局バルカン諸國は一九三二年（昭和七年）九月五日ストレザ（伊國）會議に於てドナウ流域諸國との協定により少許の優先的輸入量の確保を得たるが、之に對し加奈陀、濠洲は同年のオタワ協定に於て英本國に於て特惠關稅の利益を得、アルゼンチンは英國インポート・デュチース・アクトによる同年五月一日の互惠條約により英本國に於て一定の優先的輸入量の確保を得た。併し是等の協定は何れも當該國に採り不充分にして農產物の價格は常に工業品より低廉なりしが故に、是等農產國は一般工業國以上の不況を受け、又世界隨所に深刻なる所謂農村問題なるものを惹起した。

更に政治上には右世界經濟不安を一層悪化せしむるの事態を生じた。即ち日本は昭和六年（一九三一年）九月十八日滿洲事件に關し東亞特殊の事情を解せざる聯盟の干涉を不可とし、之が爲め昭和八年（一九三三年）三月二十七日敢然聯盟より脫退し、獨逸は一九二九年十月ストレーゼマン逝去以來聯盟に對する熱意薄らぎ、一九三二年三月二十日ブルユニング社會黨内閣倒れ、一九三三年一日三十日ヒトラー政權を掌握するに至つて愈々聯盟無視の態度を探るに至つた。斯かる情勢の下に支那も亦銀價下落の爲め金勘定の國匪事件等の賠償年賦金支拂に窮したるが爲め昭和五年（一九三〇年）三月十六日以來關稅支拂に金單位を採用し、又同年五月より金輸出を禁止するに至つたが、日本との妥協成立せる結果愈々同六年（一九三一年）一月一日より自主國定關稅率を實施するに至つた。

斯かる政治經濟上不安の情勢の下に世界貿易額は縮少を重ねるに至つた。即ち一九二九年（昭和四年）舊米金貨換算世界總輸出入額は六百八十六億弗なりしものが、一九三〇年には五百五十六億弗に減少し、一九三一年（昭和八年）には三百九十七億弗に減少し、一九三二年には二百六十九億弗、倫敦國際通貨經濟會議開催の一九三三年（昭和八年）には二百四十二億弗に激減した。即ち一九二九年に比し一九三三年の夫は三割五分（物價指數を計算に入れば五割一分に相當す）に激減した勘定である。又歐洲大戰前の一九一三年（大正二年）に於ける總輸出入額三百七十八億弗に比するも其の六割四分（物價指數を計算に入れば六割八分に相當す）に減少した勘定である。一九二九年以後に於ける世界貿易漸減振りは右一九三三年の倫敦通貨經濟會議に提出せられた左記圖表の示すが如くであつた。

世界貿易の收縮螺旋
一九二九年一月より一九三三年三月に至る各月
(単位百萬米金弗)



而して右一九三三年に於ける貿易額激減振りを國別により示せば佛國及白耳義四割三分、和蘭四割一分、支那三割九分、日本三割八分、英國三割七分、伊太利三割六分、獨逸三割四分、印度三割一分、アルゼンチン二割九分、加奈陀二割八分、米國二割五分なるが、米國は通商政策として保護制限主義を強化せし外、農產國たり又金本位維持國たるが爲め最大の激減振りであり、加奈陀、アルゼンチン等の農產國之に次ぎ激減振りを示し居るのである。之に反し佛、白、支の減少振り比較的僅少なるは通貨の切下げ又は銀價下落に因り有利なる影響ありたるが爲めである。右一九二九年恐慌以後に於ける世界經濟界の不況は各國に於ける重要資材の生産額にも大影響を及ぼして居る。例へば鐵鋼の生産額を見るに一九二九年（昭和四年）に於ける世界全生産額が一億二千萬噸であつたものが、一九三〇年には九千五百萬噸、一九三一年には七千萬噸に減少し、一九三二年には五千百萬噸に、一九三三年には六千八百萬噸に激減して居るのである。殊に米國の如きは一九二九年に於て鐵鋼生産額五千九百萬噸のものが、一九三二年には千四百萬噸に激減し、一九三三年には二千四百萬噸に稍々回復して居るに過ぎない。石炭に付ても同様一九二九年に於て世界全生産額十三億三千萬噸のものが、一九三二年には九億六千萬噸に、一九三三年には十億千萬噸に減少して居る。就中米國は一九二九年に五億五千萬噸を生産したものが、一九三二年には三億三千萬噸、一九三三年には三億五千萬噸に激減して居る。

第二款 倫敦通貨經濟會議の開催

斯かる世界經濟大不況を救濟する目的を以て英米の主唱により一九三三年（昭和八年）六月十二日より七月二十七日迄倫敦に於て國際通貨經濟會議なるものが英國皇帝親臨の下に開催せられ其の參加國は國際聯盟國全部五十七ヶ國、非聯盟國は米國、ソ聯を含む十ヶ國、合計六十七ヶ國の代表者に及んだ。而して同會議は英國マクドナルド首相

議長となり、世界主要各國より外交、財務、經濟に關する有力政府代表者（首席代表は日本よりは在佛石井大使、英國よりはチエンバレン藏相、米國よりはコルデル・ハル國務長官、佛國よりはグラディエ首相、伊太利よりはギド・エング藏相、獨逸よりはフォン・ノイラート外相、ソ聯よりはリトヴィノフ外務人民委員長、支那よりは宋子文財政部長）出席せるところの非常に大がゝりなる外交會議であつた。即ち一九二七年のジュネーブ國際經濟會議と異り今回の會議に於ては各國代表者に責任ある政府の大官を以て充て、其の決議は直に各國政府を拘束せんとしたものである。而して同會議の議題は一九二九年以後に於ける世界經濟不況の原因に鑑み自ら二つに分れた。其の第一は世界通商貿易を阻害するところの高關稅の賦課及輸出入制限禁止を如何にして緩和し、之に最惠國待遇の保證を附與せんかとする所の點であり、第二は右高關稅其の他の通商障壁樹立を餘儀なくせしむるところの根本原因たる通貨の不安定を如何にして回復し得べきやの點にあつた。第一に付きては會議開催前の暫行的措置として前記一九三〇年三月壽府一般通商條約の例を逐ひ一九三三年五月參加國の間に會議開催中關稅休戰に關する申合せを爲すを得會議中に於ても何等か適當なる成案を得べき見込があつた。然るに第二に付米國代表は同會議に於ては通貨の平價切下げ問題に一切觸るべからざることを強硬に主張し、英國代表が米國代表より將來弗價を引下ぐべき限度及各國中央銀行間の互助救濟に關し適當の言質を得んとしたるに對し之れを忌避した。而して英國代表は右第二の點に決定を見ざる以上第一に付決定を見ることが不可能なりとの意見なりしに付遂に倫敦通貨經濟會議は何等具體的成果なくして解散するに至つた。從て其責任は米國にあるが如きも米國側より見れば、米國に於ける貿易、產業の最大不振は一に米弗の高價格なるに原因するものと爲されたるが故に、米弗を英磅に準じて引下げるとの下心を有して居り（當時に於ける英磅下落率六九・三%）又通貨協定により無制限に歐洲財界の救濟に任することを不可として居たのである。併も歐洲諸國財界不安の根本原因は各國に於ける軍備競争と極端なる經濟的國家主義に原因するものと確信せるものである。然るに

米國議會は右倫敦國際經濟會議の進行如何に何等考量を拂ふことなく、早くも同年六月五日共同決議を以て大統領に對し三割乃至四割方弗價引下げの權限を附與し、ルーズベルト大統領は右共同決議による權限の下に一九三四年（昭和九年）一月三十一日舊米弗に百六十九分の百即ち英磅の下落率以上なる五九・六%に引下げを行ひ残りの〇・九四%の引下げは英國に對する將來の交戦武器として留保することとした。斯くの如く米國は通貨問題及中央銀行の國際的協力問題に對しては全然非妥協的なりしのみならず、一九三三年五月十二日の農業救濟法により國內農業者に對し多大の耕作制限保護金を與へ、海外に對しては多大の輸出獎勵金を與へ輸出を促進することとし、同年六月十二日米國產業復興法第三條E項により海外輸入品にして米國產業と競爭する場合には關稅委員會の審議を經て差別的高關稅を課するの權利を大統領に附與した。更に一九三三年六月十日付を以て米國はフーヴアードモラトリアルを停止して歐洲債務國に對する戰債の支拂を督促したるも、フィンランドを除き列國に於て之に應ずるものなかりしに付一九三四年四月十三日所謂ジョンソン・アクトを通過し戰債不拂國に對して米國銀行家は向後一切の融資を爲すべからざるを規定した。右米國の非妥協的態度に對し英國政府に於ては磅價引下げの有利なる地位を固守するのみならず、一九三二年八月のオタワ帝國會議による英帝國特惠關稅制度を益々強化するの態度を示した。斯かる寡國氣の下に倫敦通貨經濟會議の失敗せるは當然である。若し兩國にして同會議に於て後一九三六年十月十二日法貨切下げに基く歐洲危機の際米英佛中央銀行當局の間に行はれたる如き通貨安定基金に關する協定の如きものが成立せるならんには世界經濟の安定に付相當の貢獻を爲し得たりしならんも、米英佛等の各國とも未だそこ迄協調の意向なく自國の利益を擁護するに汲々として居つたのである。

蓋し一九二九年以後一九三三年倫敦通貨經濟會議迄に至る世界經濟不安の根本は純理上より言ふならば、最も米國に責任あるものと言はざるを得ないのである。米國は歐洲大戰に依つて其の農工生産物を戦前價格の二倍、三倍を以

て歐洲交戰國に賣付けたる結果として、戰前の大債務國は戰後大債權國に變化することになつた。(第一表参照)

第一表 對米戰債現在高表 (單位百萬弗)

備考 本表は東洋經濟新報社調査昭和七年六月三十日未現在の一九八七年迄に完済となるべき年賦合計金額表によるものとす。

白 チ エ ス ト ニ ア フ イ ン ラ ン ド 佛 英 ギ リ シ ア 伊 ラ ト ヴ イ ア リ ッ ア ニ ア ボ ー ラ ン ド ル ー マ ニ ア ニ ー ゴ ー 合 計	七二八 三一三 三三三 二二二 六、八四八 一一、一〇六 一九 五 一九 一四 一五 四二六 一二三 九五 一三六、一六三
--	---

而して結局此の戰後に於ける莫大なる米國の債權額は戰敗國たる獨逸が支拂ふべき仕組となつた譯である。即ち英、佛は獨逸より賠償金を受取つて米國に對して債務を決済したのである。然るに獨逸としては既にヴエルサイユ講

和條約に依つて中央銀行に所有して居た五十億馬克近くの正金を聯合國政府に交付してしまつた以上賠償金支拂の唯一の方法は、國內に於ける生産を増加し、其の製品の輸出増加に依らざるべからざるに至つたのである。夫は歐洲大戰前に於て債務國たる米國が其の利子及元金の償還を米國產品の輸出超過に依つて決済せると同様である。之が爲め大戰前米國は毎年四億乃至十億弗の輸出超過を見て居つたのである。大戰後米國は債權國になつたのであるから大戰前の英國の如く國際貿易上輸入超過國にならざる限り列國間の國際貸借關係は平衡を得ないのである。然るに米國は大戰後一九二二年フォドネ・マツカンバー關稅法を制定し、續いて一九三〇年スムート・ホーリー關稅法を制定して獨逸其の他諸外國よりの輸入を制限し、更に一九三三年三月ルーズベルト執政後も前記農業效濟法及產業復興法により種々の輸入制限を爲す外、更に進んで輸出獎勵金を下付して農產物の輸出増加を計ることとなりしに付一九二九年以後も依然輸出超過の情勢を繼續し、一九二九年乃至一九三三年に至る輸出超過平均年額四億四千八百萬弗に及び、米國に於ける正貨保有高は一九一三年末三十二億五千百萬弗なりしものが、一九三三年末には四十億弗、一九三四年には四十九億弗に及び、更に一九四〇年末二百三十億舊米弗に達し、世界金全保有額の約九割は米國に於て保有するところとなりたるのである。若し米國にして一九二九年世界恐慌前に於けるが如く獨逸其の他歐洲諸國に對し盛んに投資を爲し、又米國より歐洲等への遊覽客の使用する金額、米國在留外國移民等の本國に對する送金等多き時代に於ては右大戰後に生じたる國際貸借市場に於ける米國の貸方たる地位を緩和するを得たるも一九二九年恐慌以後は等の緩和劑は殆ど見らざるに至り倫敦經濟會議失敗後も米國は其の態度を緩和するに至らざりしに付世界經濟は破局に暮進するの外なかりしものである。

斯くの如く一九三三年多大の希望を以て開催せられたる國際通貨經濟會議は英米の意見扞格の爲め不成功に終りしが、同會議を利用して出來上りたる唯一の成功は七月二十日倫敦に於て銀協定が英、米、支、墨等の銀產國の間に調

印せられ、一九三四年五月迄に關係國に依て批准せられたことである。同協定の内容は銀生産國に於ける產出の制限及印度よりの銀輸出制限により銀の價格を引上げんとするにありて、其の主要點は次の如くであつた。

(1) 印度政府は一九三四年一月以降四箇年間、一四〇、〇〇〇、〇〇〇オンス以上の銀を處分せざるものとす。

(2) 濠洲、カナダ、メキシコ、ペルー及合衆國の政府は全然銀を賣却せず、更に一九三四年より一九三七年迄毎曆年中、是等各國の銀山產出銀合計三五、〇〇〇、〇〇〇オンスを買入ること。

(3) 右(2)項に於て述べた購入銀は關係國政府の通貨準備として保有せらるゝか、然らずんば四箇年間保有せらるゝものとす。

(4) 支那政府は右四箇年間廢貨銀を賣却せざるものとす。

(5) スペイン政府は四箇年間、一年五百萬オンス以上を賣却せず。

尙銀協定の主導者は米國政府にして、其の目的たる倫敦通貨經濟會議米國代表の一たるピットマン氏外民主黨出身代議士の多き產銀州の利益を擁護する爲めである。而して米國議會は之と關聯し一九三四年六月十九日同一目的を以て銀買入法を制定し、一オンス五十仙を超える價格にて世界市場にて銀を買入るべき權限を大統領に附與し、右買入總額は聯邦銀行紙幣の兌換準備をして二割五分迄銀貨を以てするを許さるべきを限度とし最高價格十二億オンス(三七、三一四・八佛噸)迄買入れ得べきこととなつた。而して其の表面の目的たるや銀貨國たる支那の購買力を増加し、米國產物の支那向輸出を增加すると云ふにありしも、却て之が爲め支那經濟界に惡影響を及ぼし、從來銀下落の爲め一般通貨下落の場合と同様の利益を得て居た支那をして既往の利益を失はしむるに至り、支那貿易をして益々逆潮を帶びしむるに至つた。依て支那は之を防止する爲め昭和九年(一九三四年)十月十五日銀に對し平衡輸出税を課するに至つたが、其の效なく終に英國大藏省顧問リス・ロスの意見を採用し昭和十年(一九三五年)十一月四日銀國

有令を公布し銀行券に對する銀元の兌換を停止するに至つた。而して右國有により得たる銀を米國に賣却し其の得たる代金を中央銀行の準備金として英爲替一志二片半の價値を要する法幣を管理通貨として採用するに至つた。即ち支那は米國の銀政策の影響を受け其の國際價值高きに過ぎる銀元を維持するを得ざるに至り、結局國際價格上比較的有利なる英貨一志二片半にリンクする「法幣」なる爲替本位に轉向するに至つたのである。試みに大戰後に於ける銀相場の推移及世界銀生產額等を示せば左の通りである。右によれば一九三三年の銀協定により銀相場は漸騰し一九三五年には六割四分方引上となり略一九三〇年の相場迄引返し米國及世界全體の銀生產額を増加せしむるを得たるも一九三六年以後は再び一九三三年當時の値段以下に下落するに至つた。

第二表 銀價騰落表

備考 純銀一千ログラムに對する紐育相場を大戰前の金フランにて示せるものとす。國際聯盟統計及カーネギー支那通貨論による。尙括弧内の數字は一フアイン、オンスに對する米弗仙の價格とす一九三四年以後は引下後の弗價に依る。

年 次	年 平 均		十二月平均
	一 九 一 三 年	(五 九 七 九 一)	
一 九 一 六 年	(一 〇 〇 九 八 九)	不 明	
一 九 一 九 年	(一 〇 〇 九 八 九)	不 明	
一 九 二 一 年	(一 〇 〇 九 八 三)	不 明	
一 九 二 六 年	(六 二 一 二 五)	八 九 · 六 一	
一 九 二 八 年	(五 八 四 三 〇)	九 五 · 五 三	

第三表 銀產額及日支正貨輸出額表

備考 銀生産額の単位は佛頓とす。支那よりの輸出額中には金、銀、銅、ニッケル貨を含み単位一九一三年は百萬海關兩、其の他は百萬金単位とす。日本よりの輸出額は金銀を含み単位は百萬圓にして孰れも出超額とす。同上に依る。

第三款 倫敦通貨經濟會議に於ける國際經濟情勢

以上倫敦通貨經濟會議に失敗せる後は最早列國は國際聯盟指導下による國際的經濟協調を斷念し、國別間の交渉により自國通商經濟の回復を計ることを専念するに至つた。而も右國別通商交渉の形式は從來の如き關稅の据置、輕減乃至輸出入制限の緩和撤廢等の如き所謂互惠協定の方法よりも一步を進めて輸出入數量の協定を對照とする所謂求償協定の形式を探るに至つた。更に獨逸等は金支拂の停止の爲め最早各國との間に金を以て國際貸借の決済を爲し得ざるに至りたるに付彼我中央銀行の帳尻を以て決済する所謂清算協定なるものの締結を見るに至つた。而して右求償協

定の場合に於ては各國とも既に佛國が一九三一年の法律により採用せしところの割當量協定の場合と同様最惠國條款作用の餘地は殆どなきものとせられた。佛國は一九三四年一月一日の法律により割當制による求償主義を一層強化するに至つた。蓋し佛國は倫敦經濟會議決裂後伊白等諸國と共に金本位維持を固守せるが爲め其の國際經濟は甚だ多難を極めた。前記一九三一年及一九三四年の輸入割當制も單に法貨價値の維持に役立たるに止り佛國貿易額は右決裂後他の列國以上に不良となつた。即ち佛國の世界貿易上に占むる比率は一九三三年七・五九%、一九三四年六・七六%、一九三五年六・〇一%と漸減し、其の貿易金額に付ても英米は一九三四年を、獨逸は一九三五年を、日本は一九三三年を底とし徐々回復し來りたるに反し、佛國は一九三三年以後漸減の趨勢を繼續し止むことなかりしに付き一九三六年（昭和十一年）九月二十五日再び法貨に對し三割見當の切下げを行ひたる後、漸く一九三七年に至り少許ながら貿易額の上昇を見るに至つた。佛國に追従して他の金本位維持國たる瑞西、和蘭も金本位を抛棄し、茲に第一次歐洲大戰後に於て金本位を維持し得たる國は絶無となつた。尙より先一九三四年一月三十一日米弗切下げの直接影響を受け獨逸は一九三四年金支拂を停止、白耳義は一九三五年三月三十一日「ベルガ」を再び二割八分切下げ、一九二六年九月以降には前記の如く佛等も再び法貨を引下げた。斯くて世界經濟界は再び混沌たる状況に墜落せんとするに至りたるに、一九三六年十月十二日米英佛間に爲替基金協定成立し、後和蘭も之に參加し對米四・六六、對英一〇五法の相場にて安定せしむることとした。旁々一九三七年に至り英、米、佛、獨、蘭等主要各國は貿易上好成績を示したるが、前記世界不安の爲め一九三八年以降は再び貿易額の下降を見るに至つた。

英國は既に述べたるが如く一九三二年インポート・デュチース・アクトの下に丁抹（一九三三年四月二十四日）、アルゼンチン（同年五月一日）、瑞典、諸威等と有利なる互惠求償條約を締結し、他方一九三二年のオタワ會議により英帝國特惠主義を益々強化するところあつた。依て倫敦通貨經濟會議決裂後英國貿易は比較的良好なる成績を示し、一九三五年以後總輸出入額は漸昂し、一九三七年には四十三億舊米弗に達し一九三〇年以來回復せる世界貿易上に於ける第一位を依然堅持するを得、其の比率も一九三三年に於て一三・六二%のものが、一九三七年に於ても一三・六四%たることを得た。從て英貨對米爲替も漸次騰貴し、米貨引下げ後は金本位拋棄前の相場以上に回復するに至つた。（一九三四年十二月に於ける磅貨は平價に對する下落比率六〇・四%なりしに對し、米弗は五九・四%である。即ち磅對弗の舊平價四・八六六六弗なりしに對し、同十二月の爲替相場四・九五弗に騰貴して居る。尤も前記倫敦經濟會議決裂後に於ける英國貿易の比較的好成績なるは英帝國特惠關稅制設定の爲めに負ふこと多しと云ふべく、英國の右英帝國に對する輸出の總輸出額中に占むる比率は一九一三年に於て三九・〇%なりしものが、一九二九年には四四・五%、一九三四年には四四・〇%のものが、一九三七年には四八・四%、一九三八年には四五・〇%の多きに及んだ。（第四表参照）

第四表 ブロツク別主要列國貿易比率比較表

年 次	英 國	米 國	獨 逸	佛 蘭	西 班牙	伊太 利	日 本
一九一〇三年	輸入額二一・〇	三三・二	五〇・〇	三四・四（一〇・五）	五六・五	二六・六	五・二
一九一三年 同	輸出額三八・二	一九・六	五八・一	四八・四（一一・九）	六一・〇	三八・〇	六・七
一九二六年 同	上二七・八	三六・五	六三・五	三八・九（八・四）	四七・四	二二・〇（一二・〇）	八・二
一九二九年 同	上三九・〇	二六・七	五六・四	五七・二（一四・五）	五一・二	三七・八（一五・九）	一・五
一九三四年 同	上三三・七	三七・六	四八・五	三五・八（九・六）	二三・三（一〇・一）	二三・三（一〇・一）	一・四
一九三四年 同	上三七・一	三五・一	六三・一	四八・九（二・三・一）	二二・一	三五・七（二・一・四）	一・四
一九三四年 同	上四四・〇	三七・九	五五・七	五〇・一（二三・七）	二〇・六	二〇・九（三〇・〇）	一・一
						三八・八（三〇・〇）	

一九三七年	同上	四二・五 上四八・四	三六・〇 三四・六	五二・五 六五・九	三七・七(二四・四) 五三・〇(二八・三)	一一	二一・八(二七・一)
一九三八年	同上	四〇・五 五〇・〇	三九・二 三三・八	五〇・九 六五・四	三六・一(二七・三) 五二・一(二七・五)	一一	三一・五(四〇・三)(二九・八) 五一・一(五三・七)(三二・一)
一九三九年	同上	一	一	一	一	一一	一(四一・二)
		一	一	一	一	一一	一(四一・七)

備考

一 本表一九一三年の比率はステーツマインス・イーア・ブック所載の當該國通貨純輸出入額に據り、一九二六年以降は國際聯盟統計所載の同上輸出入額に據る。但し日本に付ては全部大藏省貿易統計に據る。

二 ブロック諸國とは英國に付ては英帝國自治領、植民地、米國に付ては兩米諸國、獨、佛、伊に付ては歐洲大陸諸國、日本に付ては滿洲國、關東州、支那、佛印、馬來、新嘉坡、泰、緬甸、蘭印、比律賓を指す。

三 佛及日本の欄()内の數字は本國と植民地及滿洲國、關東州の如き之に準する地域との輸出入額比率を示す。又日本の欄()内の數字は本國と植民地との輸出入比率とす。

米國は倫敦經濟會議の決裂後一九三四年一月三十一日米弗を一六九分の一〇〇に引下げるに至りたるが、之と同時に前記倫敦經濟會議決裂後に於ける世界貿易がブロック的求償條約により縮少せんとするに至りたるを防がんが爲め、ハル國務長官の創意により一九三〇年五月期限を三ヶ年とする互惠關稅法が公布せられ、加奈陀、英吉利、佛蘭西、瑞西、亞爾然丁其の他南米諸國等二十二箇國との間に互惠關稅條約を締結し、對手國の主要物産を選び前記一九三〇年のスムート關稅法に對し五割以下の關稅輕減を行ひ、之を他の條約國全部に均霑せしむることとした。之が爲め米國の關稅平均率は一九二三年に於て一割九分なりしものが、一九三七年には一割一分六厘に輕減せられた。之を同年に於ける獨逸の關稅平均率二九・一%、英國の二三・四%に比れば相當低率と言はざるを得ぬ。尤も之を同年に於ける日本の五分二厘に比すれば固より霄壤の差がある。加之右互惠條約は日本、獨逸、伊太利等領土と人口増加との關係上海外貿易を最も必要とする諸國との間に締結せらるゝに至らず、其の主力を中南米諸國殊に加奈陀との貿易

増進に注がれたるに付米國の兩米諸國に對するブロック的貿易傾向を助長するに過ぎなかつた。(米國總輸出額中兩米の占むる比率は一九一三年に於て二六・七%、一九二九年三一・八%、一九三七年三四・六%の多きに達した)蓋し日本等の如き米國との間に互惠協約を締結せざる國に採りては寧ろ米國が一九一三年同じく民主黨政權獲得當時アングラウンド・シモンズ關稅法に於て全般的に關稅を引下げたる方其の貿易上有利なりし次第である。而もハル互惠關稅主義によれば日本等に對し無條件最惠國待遇の適用により有利なる均霑を許したりと云ふも、事實米國は各國との互惠協定の下に對手國の特產物を選択して關稅輕減を行ふが爲め第三國に採り均霑の餘地は甚だ少ないものであつた。更に米國は產業復興法の下に本邦より米國に對する重要輸出品に對し最惠國條款を無視し特に高關稅を課するが如きことあつた。尙米國主唱の下に一九三三年十二月モンテヴェキオ汎米會議に於て最惠國條款に付無條件主義を議決せるが、右無條件主義は前記互惠條約による稅率の細分と各國に於ける割當制を基礎とする求償的協定の爲め殆ど效力なきものとなつた。併し兎に角米國は弗切下げとハル互惠條約の爲め一九三三年倫敦經濟會議決裂後に於ける貿易は比較的好況を呈し、一九三四年に於ける總輸入額二十二億舊米弗なりしものが、一九三七年には三十七億舊米弗に增加し、世界總貿易額に於ける比率も一九三三年に於て九・九二%のものが、一九三七年には一一・七九%、一九三八年には一〇・七三%に回復した。尤も英國に凌駕せられたる第一位は一九三〇年以後容易に回復するを得ず、一九三七年に於ける貿易總額も一九二九年に比し其の三割九分を占むるに過ぎない。

獨逸は倫敦經濟會議決裂後米國等よりの投資停止し、又米英佛等の諸國は關稅の引上げ其の他種々の方法により獨逸產品の輸入を拒否するに至つた爲め遂に前記の如く一九三四年六月十四日金支拂を停止したるが、之が爲め諸外國との貿易決済は最早金又は外貨によらず求償主義又は中央銀行の介在による清算協定の締結によることとした。又外國輸出入貿易は強力なる國家の管理の下に置き諸外國が獨逸品に對するダンピング關稅の賦課に對しては獨逸工業會

社の聯合による合同計算及一九三五年六月二十八日の法律による輸出振興基金制度の運用により之が補償を爲すこととした。又政治的には一九三三年一月ヒットラー政権を獲得したる後に於ては米英佛等現状維持國との妥協政策を排したるが、終に一九三五年三月十七日屈辱的ヴエルサイユ講和條約に規定する片務的軍備制限禁止條項の廢棄を宣言し、引續き同年十月十四日國際聯盟、國際勞働機關及國際軍縮委員會より脱退するに至つた。次いで一九三六年三月七日講和條約に於て無防備地帶と定めたるラインランドを占領した。更に一九三六年（昭和十一年）十一月二十五日には日伊を連ねて防共協定を締結し、右協定は後一九四〇年（昭和十五年）三國防守同盟に強化せらるゝに至つた。而して領土に付て獨逸は一九三五年三月講和條約の規定による人民投票の結果ザトル流域を復歸せしめ得、一九三八年三月十二日には列強の反対を排し多年の懸案たる墳地利との合併を敢行し、同年九月二十六日にはズーデーテン問題に關しチエツコに出兵したが、同月二十九日獨英佛伊首相ミニュンヘンに於て會合の結果平和裡に右獨逸人住居區域たるズーデーテン地方を獨逸に併合するに至つた。茲に於てヒットラー總統の執政當時聲明せる獨逸民族住居地域回復に關する宣言中未だ實行せられるものは波蘭共和國に編入せられたる東部プロシア所謂廻廊地帶のみとなつた。依てヒットラー總統は同廻廊地帶の即時回復に一步を譲り同地帶と獨領東プロシアとの間に治外法權的交通路設定に關する最後通牒を波蘭に提出したるが、波蘭は米英佛の後援を頼み之に應ぜず終に同年九月一日獨波兩軍の衝突を起し、茲に第二次世界戰争の開幕を見るに至つた。

斯かる獨逸の攻勢的政治經濟情勢の下に米國は經濟的に英佛を援助し獨逸を押へんと企圖し、一九二五年八月十四日獨逸との間に最惠國待遇を基礎とする通商條約あるに拘らず獨逸よりの廉賣輸入品に對して容赦なくダンピング關稅を課するに至りたるが爲め、一九三四年十月十三日獨逸は進んで米國に對し右通商航海條約の廢棄を宣言するに至つた。米國は之に對抗する爲め一九三六年七月十一日獨逸品十種に對し更に高率なるダンピング關稅を課し、次いで

一九三九年三月十八日獨逸よりの輸入品全部に對し從價二割五分増の高關稅を課するに至つた。加之米國は前記一九三八年の金融協定に依り英佛に於ける通貨の安定を助くる外、一九四一年三月十一日武器貸與法により英佛に軍需品の無代供給、哨戒區域の設定等により公然中立義務違反を敢てせるが、一九四二年六月十四日には獨伊の在米資金の凍結を行ひ終に十二月八日日本に對する宣戰布告に次ぎ獨伊にも宣戰布告を爲した。斯くて獨逸の對外貿易は一九三五年二十億舊米弗の最少限度に達したるが、一九三六年には前記求償貿易協定の強化の結果二十一億舊米弗に增加したるが、一九三七年には前記政治上の理由の爲め輸入確保に努めたる爲め二十七億舊米弗に、一九三八年には二十五億舊米弗に増加した。而して其の世界貿易上の比率も一九三三年に八・九一%を示したるものが漸減、一九三六年には八・三七%となり、之を底とし一九三七年には八・五六%、一九三八年には九・一二%に回復した。但し一九三八年に於ける比率の增高は主として輸入の側であり右は軍需品買入れに基くものなりと稱せらる。（一九三三年世界總輸入額に對する獨逸の比率七・九九%、一九三八年九・一一%、輸出比率は一九三三年九・八八%に對し、一九三八年九・三八%とす）只茲に注意せざるは前記の如く獨逸は英米等より排撃せられたる爲め勢ひ歐洲大陸及中南米並に亞細亞諸國との求償貿易を重視せざることとなつたことである。（獨逸の歐洲大陸諸國に對する輸出總額の獨逸總輸出額に對する比率は一九一三年に於て五六・四%、一九二九年に於て七三・五%、一九三四四年に於て七四・八%とす。其後中南米諸國に對する輸出増進の爲め一九三八年に於て六五・四%に減少す。（第四表參照）

一九三三年倫敦經濟會議失敗後に於ける伊太利の貿易は佛蘭西等の所謂金本位維持國と等しく他の列國に比し一層漸減の勢ひを辿り一九三三年に於ける伊太利の總輸出入額七億舊米弗に對し、一九三四年には六億六千萬舊米弗、一九三六年には六億四千萬舊米弗、一九三六年に於て四億八千萬舊米弗に激減し、其の世界總貿易額に對する比率も一

九三三年二・八八%のものが、一九三四年二・八三%、一九三六年一・八六%に漸落したが、一九三七年には七億六千萬舊米弗、一九三八年には六億七千萬舊米弗に回復し、其の比率も一九三七年には一・三九%、一九三八年には二・四三%となつた。蓋し伊國政府としては、倫敦會議決裂後に於ける貿易の縮少を防止する爲め佛白等の爲したるが如く再び通貨の切下げを行ふことは國內事情上之れを不可とせるに付之れに代へ強硬なる通貨の管理及輸入制限を爲すの外なかつた。殊に一九三五年十月二日エチオピアとの開戦の結果十月十日國際聯盟より經濟封鎖の制裁を受くるに至りしに付其の貿易は一層激減するに至つたのである。其後は結局其の地續きなる獨塙等との經濟接近に益々依存せざるべからざるに至つたが、終に歐洲大陸經濟ブロツクの建設を目的として英米佛等との經濟斷交を覺悟し、一九四〇年六月十一日獨逸と共に英佛側に對し參戰するに至つた。

之を要するに倫敦經濟會議決裂後各國は國別交渉により貿易の回復を計らんと欲し、之が爲め米國はハル互惠主義を實行し、本邦は通商擁護法を公布し、獨逸は求償及清算主義をヨーロッパ諸國等の間に強化し、佛蘭西は互惠割當制度を採用し、英國は互惠主義及英帝國特惠關稅を強化するに至りたるも、貿易の増進振り各國共撲々しからず、其の最も好成績を示したる日本と雖も、英國、和蘭等の如き自由貿易諸國の排撃、支那の本邦品排斥の爲め一九三七年を頂として更に其の貿易を逆轉せざるを得ざるに至り、茲に本邦も亦通商擁護法による互惠主義より貿易統制による求償主義に轉換し、同時に東亞諸國に對するブロツク貿易に其の重點を置かざるを得ざるに至つた。之と等しく倫敦經濟會議以後に於ては、英國は英帝國特惠關稅に其の重點を置き、獨逸は歐洲大陸諸國との貿易に重點を置き、米國は兩米諸國との貿易に其の重點を置くに至り、是等各當該ブロツク方面に對する貿易は他の方面に對する貿易に比し一般的に其の重要性を増進するに至りたるは第四表に示す通りである。換言すれば倫敦經濟會議を機として世界貿易は互惠主義より求償主義に、一般貿易よりブロツク貿易に轉換したるも豫期の如く貿易の増進を見るを得ず終に

に世界經濟破局に突入せるものと言はざるを得ない。

斯かる不安なる世界の政治經濟情勢の下に一九三三年倫敦通貨經濟會議決裂後は各國共其の政治經濟的勢力の緊密なる方面的諸國に對し各種互惠求償的手段を以て國別に貿易増進を計ることとなりたるが、其の結果世界總貿易額は一九三四年に於ける二百三十三億舊米弗を底とし、一九三五年には二百三十八億舊米弗、一九三六年には二百五十五億舊米弗、一九三七年には三百十六億舊米弗に少許ながら漸次回復の徵候を見た。一九三七年の世界貿易額を一九三三年の夫れに比するに三割一分方（加奈陀六二%、日本五六%、米國五五%、印度五〇%、アルゼンチン四四%、白耳義三二%、英國三一%、獨逸二五%、伊太利一五%、和蘭一三%増、ソ聯二一%、佛蘭西一五%減）の增加を示すに至つた。然るに早くも一九三八年には支那事變擴大、獨逸の墮國併合、チエツコへの出兵等の東西に涉る政治的不安增加の爲め世界總貿易額は再び二百七十六億舊米弗に減少し始めた。而して右一九三七年の世界總貿易額と雖も一九二九年の夫に比すれば漸く四割六分に相當するに過ぎない。又第一次歐洲大戰前一九一三年の夫に比するも七割八分に過ぎない。之を人口一人割にして比較すれば一九一三年に於て二二・七舊米弗なりしものが、一九二九年に於て三四・四舊米弗に増加したが、一九三七年には一四・九舊米弗に減少した勘定である。即ち人口は一九一三年の十七億八千七百萬人より一九二九年の十九億九千三百萬人、又一九三七年の二十一億二千六百萬人に増加せるに拘らず、夫に應じて世界貿易總額は増進しないのである。尤も日英米等の通貨下落國の一九三七年に於ける金物價指數は一九一三年に比し七割方、又一九一三年に比し八分方の増進に相當し、一九二九年に比すれば一割四分の減少となる。人口一人割に付比較すれば歐洲大戰前の一九一三年に於て前記二二・七弗のものが一九二九年に於て二五・〇弗、一九三七年二〇・一弗となる。即ち歐洲大戰前の夫に比し約一割減、一九二九年の夫に比し二割減となるのである。（第五

表参照) 尤も各國の貿易額は一様に米國金物價を當嵌めて貿易額を比較することは當を得ざるに付、試みに主要列國毎に各當該國統計所載貿易額を當該國の物價指數により調整するに一九三七年の貿易額は一九三三年に比し米國は六割、日本は一割九分、英國は一割七分、獨逸は一割一分、佛國は一分の増進を示して居るも、一九二九年に比すれば日本のみ五割四分の増進を示し居るに對し、英國は一割六分、米國は二割六分、獨逸は三割一分、佛國は四割五分の減少を示して居る。更に一九一三年に比すれば、日本は三一三%、米國は一二二%に増進し居るに對し、在歐洲交戰國たりし英國は八九%、佛國は七四%、獨逸は五〇%に激減して居るのである。換言すれば一九三三年倫敦經濟會議決裂以後通貨切下及互惠條約の締結に熱中せし米國は一九二七年に於て最も好成績を示し居るのみにて、日、英、獨等の諸國は植民地特惠乃至國別互惠求償貿易政策に狂奔せしも差したる成果ありたるものと云ふを得ない。殊に佛蘭西は通貨安定の爲め貿易上最も不利なる地位に置かれ、且植民地特惠による利益も其の範囲狹少なりしが故に、終に一九三七年七月一日法の再引下げを爲さるを得なかつたのである。(第六表参照) 而も前記一九三七年の一九三三年に對する各國貿易の内容を檢するに、主として植民地又は其のプロツク的勢力範囲への増進に基因するものである。即ち英國はプロツク外諸國への貿易増進率二割八分に對し英帝國への増進率五九%となり、米國は一般諸國の増進率六割九分に對し、兩米方面に對する増進率七割八分、日本は一般外國への増進率二割五分七厘に對し、滿洲國及植民地への移輸出入額増進率七割四分を示し居る。之に反し獨逸、佛蘭西は一九三三年後却てプロツク方面に對し貿易の減少を示して居る。之れ獨逸が最早平和的手段を以てしては歐洲大陸諸國との間に一九一三年以前又は一九二九年に存したるが如きプロツク的貿易關係を保持し得ざりしことを説明せるものと言ふべく、今次の歐洲大戰を見るに至りたる根本原因とも見ることが出来る。(第七表、第八表参照)

第五表 世界貿易額及人口一人割累年比較表

年 次	世界人口 總 數	舊米弗換算世 界總輸出入額	人 一 割	米國 金物價 指 數	物價換算世界 總輸出入額	同上 人 一 割
一九一三年	一、七八七	四〇、六二二	三三、七	一〇〇	四〇、六二二	二三、七
一九二六年	一、九二七	六一、九〇七	二六、一	一四三	四三、二九二	二三、四
一九二九年	一、九九三	六八、六一九	三四、四	一三八	四九、七二四	二五、〇
一九三二年	二〇〇四二	二六、八六八	一三、二	九四	二八、五八三	一七、五
一九三三年	二〇六〇	二四、一七三	一一、七	九六	二五、一八〇	一二、一
一九三七年	二一、一六六	三一、六三七	一四、九	(一、二五) 六七	四二、七五三	二〇、一
一九三八年	二一、一四五	二七、五五七	一二、九	(一、一四)	四一、一二七	一八、二

備考

一 國際聯盟統計を基礎として作成す。但し一九一三年及一九二六年總輸出入額中には數量より換算の和蘭分を包含す。物價指數は一九二三年を一〇〇とせるものに換算す。(川島信太郎著本邦通商政策條約史概論附錄第九表及上田博士記念論文集第三卷統制經濟と中小工業編中「通商自由主義と世界貿易の推移」参照) 但し括弧内のものは現實の指數とす。

二 人口單位は百萬人とし總輸出入額の單位は百萬舊米弗とす。

三 本表中の物價換算世界輸出入額は上記米國物價指數を基礎とする爲め一九二六年及一九二九年に於ては佛、伊、白等通貨下落國等金物價の比較的低き國の貿易額が過少に計算せられ、同様一九三二年及一九三三年に於ては日、英等の通貨下落國の貿易額が過少に計算せられ居る。之に反し一九三七年及一九三八年に於ては米國通貨下落の爲め金物價基準に換算の物價指數は過少に現はれ從て右兩年の物價指數換算額は過大に計算せられ居る。依て現實に主要各國別統計を基礎とし同様の方法により計算せるものを次表に作成した。

第六表 主要列國貿易額増減割合比較表

國名	單位	一九一三年	一九二九年	一九三三年	一九三七年	一九三七年との比較
米	百萬弗	四、二二三	物價上貿易額 九九四〇	三、〇八〇	六、四三三	六六%
英	百萬磅	一一九四	一、八四〇	一、三七三(一三四)	九八四(一〇一)	一一五二(一一八)
獨	百萬馬	二一、四〇六	二六、九三〇	一九、六五七(一三七)	九、六五四(九四)	一〇、七八九(一〇五)
佛	百萬法	八二、六七五	一〇八、三六〇	八七、三八七(一二四)	四六、八五八(七八)	六〇、〇七四(一〇一)
日	百萬圓	一、五一〇	五、三六七	五、六九二(一七五)	六〇、六二五(一五)	六〇、六二五(一五)
備考				三、九八〇(一四三)	八、九五三(一八九)	一五、九六(一九)

備考

- 一 物價調整貿易額の下にある括弧は一九一三年を一〇〇とする物價指數です。
 二 貿易額には植民地との移出入額を包含す。
 三 佛國一九一三年の計數は舊金法に五倍し、一九二九年以後のものは切下法に相應せしめたるものとす。

第七表 ブロツク別總輸出入額増進表

國名	單位	一九一三年	一九二九年	一九三四年	一九三七年	一九三七年との比較
米	百萬弗	二〇、九三九	一、一六四	四五七〇	一九二九年 九六%	一九三四年 一三二%
英	百萬磅	一、一六四	六、八四四	六、七六一〇	九六%	一四四%
獨	百萬馬	一、一六四	六、六八八	四、一六三	七六二%	一四四%
佛	百萬法	一、一六四	二、五七二	二、二七六	一六六%	一五、九六(一九)
日	百萬圓	(三五五)	(九四四)	(一、二一九)	一五、四七%	一五、九六(一九)
備考					一五、四七%	一五、九六(一九)

- 一 本表は第四表より作成す。右欄はブロツク外諸國、左欄はブロツク内諸國貿易額とす。
 二 日本欄括弧内は滿洲國及關東州を除外せるブロツク内諸國との輸出入額とす。

第八表 日佛植民地貿易比較表

年 次	總輸出入額	總輸出入額		總移出入額	外國貿易 地貿易額と植民 地貿易額との比率
		總輸入額	總輸出額		
一九〇三年	四、二九七	三、七四五	五〇四	八九・五	一〇・五
一九一三年	五、三九六	七、三一三	七〇八	八八・一	一・九
一九二七年	四七、八九八	五、二二二	九一・六	八五・五	一・九
一九三三年	四〇、六九〇	二一、七〇一	八八・二	八六・九	一・九
一九三七年	三一、〇四二	一一、四六〇	七七・六	七六・三	一・九

第六章 戰後經濟破綻時代に於ける世界情勢及本邦通商政策

一九三八年 三三、四一五
一一、二八六 一二、四六〇
七一・五 二七・三

一九三九年 一一、二八六 八、四〇〇
七一・五 二七・五

第二日 本 (単位百萬圓)

年 次

總輸出入額

總移出入額

外國貿易

地

貿易額

と

植

民

地

貿易

率

一九〇三年	總輸出入額	三〇八	總移出入額	一七	外國貿易	地	貿易額と植民	植民地貿易
一九一三年	二七八	六九九	二〇二	一九五	九四・八	九三・三	五・二	六・七
一九二七年	二四八	六〇二	一九三	一九四	八八・〇	八八・一	一・二	一・九〇
一九二九年	二〇五	二五〇	一九八	一九五	七九・九	七九・二	二・一	二・四
一九三一年	二五〇	二〇四	一〇四	一〇四	五七九	七七・八	三・五	三・八
一九三七年	二五六	二四八	一七一	一七一	八五〇	七〇・〇	三・〇	三・〇
一九三八年	二六四	二二六	一五三	一五三	七二・九	六一・二	二・七	二・八
一九三九年	二三八	二四五	一〇五	一〇五	七一・七	五九・七	四・〇	四・一
	二四五〇	二二八	一七一	一七一	五八・八	五八・八	三・八	三・七

備考

一本表に於ける外國總輸出入額とは上記植民地の範圍に屬せざる諸國との輸出入額を云ふ。即ち佛國に付てはアルゼリヤ、チニス、其の他の海外領土を包含す。

二 本表に於ける外國總輸出入額とは日本に於ては臺灣、朝鮮、關東州、滿洲を包含し、佛國に付てはアルゼリヤ、チニス、其の他の植民地を除外したる一般外國との輸出入額を示し、日本に付ては一般外國輸出入額中より關東州及滿洲國を、一九〇三年に於ては更に朝鮮をも除外せるものとす。

三 一九二七年中佛蘭西植民地中には印度支那、赤道アフリカ、西部アフリカ、アルゼリヤ、モロッコ、チュニスのみを包含す。

第三 日佛外國及植民地貿易發達比較表

國名	單位	一九一三年	一九二九年	一九三四年	一九三七年	一九三七年との比較	
						一九二九年	一九三四年
佛	百萬法	一三、一〇九	一九一、九〇二	三四、一六一	四九、二〇四	一五四%	一四五%
日	百萬円	一、六二六	一、四五八	一二、六九七	一七、一二六	一〇五%	一四五%
		二〇九	一、三〇一	四、〇七五	六、〇五二	一四九%	一五一%
				一、二九五	二、九〇一	一二四%	一七四%
				一、七〇八	二、九〇一		

備考 本表は第一及第二より作成す。第右欄は外國貿易額、第左欄は植民地貿易額とす。

第二節 倫敦國際通貨經濟會議の顛末

第一款 會議經過

一九二九年十月突如として紐育に起つた金融恐慌の波動は世界各國に波及し、次いで一九三一年五月壞地利のクレデット・アンシュタルト破産によつて短期資金の國際的引揚げ運動を生じた。英國に於ては之に對抗し得ず同年九月十八日金本位を離脱して世界金融の王座より墜落、爾來倫敦を中心とする國際經濟の機構は破壊された。之に代るべき紐育は國際金融に對する未經驗と其の孤立主義との爲め用を爲さず、世界の經濟不況は益々深刻となつた。當時多